

一般事業主行動計画（女性活躍推進）

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うとともに、職業生活と家庭生活の両立に資する以下の制度の確立を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標

- (1) 女性乗務員の割合を計画策定時の2.8%から5.0%以上とする
- (2) 有給休暇取得率を計画策定時の45.1%から50%以上とする

3. 取組の内容及び時期

- (1) 女性乗務員採用について
所定労働時間のスライド制、および保証給制度の導入を制定
令和3年5月より令和5年4月までを取組時期とする
- (2) 有給休暇取得について
付与日数10日以上は6日、10日未満は60%の最低取得目標を制定する
令和3年4月より令和6年3月までを取組時期とする

一般事業主行動計画（次世代育成支援）

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に発展、貢献する企業となる為、次の行動計画を策定する

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標

- (1) 産前産後および育児介護休業の制度を周知徹底する
- (2) 時間外および休日労働の削減となる勤怠管理を実施する
- (3) 会社説明会実施により若年層に就労機会を拡大する

3. 取組の内容及び時期

- (1) 産前産後、育児介護休業制度の周知徹底について
相談窓口を総務部とし、制度の活用により復職選択を働きかける
令和3年5月より令和5年4月までを取組時期とする
- (2) 時間外、休日労働の削減となる勤怠管理実施について
所定労働時間のスライド制導入により、1年を通じ時間外労働を削減する
令和3年4月より令和5年3月までを取組時期とする
- (3) 会社説明会の実施について
会社説明会を応募者希望日時で開催とし、会社ホームページ等で公表する
令和3年4月より令和4年4月までを取組時期とする